

各位

ENEOS株式会社

「ENEOSでんき約款」改定のお知らせ（2023年10月1日実施）

- 2023年8月1日付の重要なお知らせ「ENEOSでんき」における電気料金の改定についてにてご案内のとおり、2023年11月分から「ENEOSでんき」の料金改定を行うことに伴い、各「ENEOSでんき約款」の内容を改定いたします（各電気料金プランにおける改定前後の電気料金単価は、[こちら](#)にも掲載しております）。なお、改定前後の各「ENEOSでんき約款」（全文）につきましては、[こちら](#)をご確認ください。

ENEOSでんき約款 [北海道エリア]（低圧）
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款									
ENEOSでんき約款 [北海道エリア]（低圧）	ENEOSでんき約款 [北海道エリア]（低圧）									
3 定 義 (1)～(19) (略) (20) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、この約款で定める料金単価、工事費負担等相当額、燃料費調整に係る調整単価およびその他手数料には、消費税等相当額を含みます。 (21) ～(26) (略)	3 定 義 (1)～(19) (略) (20) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、この約款で定める料金単価、工事費負担等相当額、燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整に係る調整単価ならびにその他手数料には、消費税等相当額を含みます。 (21) ～(26) (略) <u>(27) 燃料費等調整額</u> <u>別表2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表2（燃料費等調整）(4)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を合計した金額といたします。</u>									
14 北海道Aプラン (1)～(3) (略) (4) 料 金 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。	14 北海道Aプラン (1)～(3) (略) (4) 料 金 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、料金は、別表2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表2（燃料費等調整）(4)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものといたします。									
<table border="1"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の9キロワット時まで</td> <td align="center">300円20銭</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td align="center">24円31銭</td> </tr> </table>	最低料金	1契約につき最初の9キロワット時まで	300円20銭	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	24円31銭	<table border="1"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の9キロワット時まで</td> <td align="center">403円70銭</td> </tr> </table>	最低料金	1契約につき最初の9キロワット時まで	403円70銭
最低料金	1契約につき最初の9キロワット時まで	300円20銭								
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	24円31銭								
最低料金	1契約につき最初の9キロワット時まで	403円70銭								

現 約 款

新 約 款

15 北海道Vプラン

(1)～(4) (略)

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	372 円 88 銭
契約電流 15 アンペア	559 円 32 銭
契約電流 20 アンペア	745 円 76 銭
契約電流 30 アンペア	1,118 円 64 銭
契約電流 40 アンペア	1,491 円 52 銭
契約電流 50 アンペア	1,864 円 40 銭
契約電流 60 アンペア	2,237 円 28 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	372 円 88 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 61 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 89 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31 円 28 銭

16 北海道動力プラン

(1)～(3) (略)

電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	35 円 43 銭
-------	--------------------	-----------

15 北海道Vプラン

(1)～(4) (略)

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費等調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額および別表 2 (燃料費等調整) (4)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	374 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	561 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	748 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,122 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,496 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,870 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,244 円 00 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 26 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40 円 22 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	42 円 61 銭

16 北海道動力プラン

(1)～(3) (略)

現 約 款

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,218円02銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	17円87銭
------------	--------

(5) (略)

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2023年4月1日から実施いたします。

3 2023年4月30日までの特別措置

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) この約款において、「北海道Vプラン」とあるのは、「北海道Bプランまたは北海道Cプラン」と読み替えるものといたします。

(2) 21（料金の算定）(1)は、次のとおりといたします。

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始（スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合

ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 19（料金の算定期間）の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。

(3) 22（日割計算）(1)および(2)は、次のとおりといたします。

(1) 当社は、21（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金または最低料金は、別表 4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

新 約 款

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表 2（燃料費等調整）(4)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,233円10銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	28円93銭
------------	--------

(5) (略)

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2023年10月1日から実施いたします。

3 削除

現 約 款

新 約 款

ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 21（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。

また、21（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(4) 24（料金その他の支払方法）(1)ハのなお書きは、適用いたしません。

(5) 55（請求書等の発行）(2)は、次のとおりといたします。

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請 求 書 (利 用 明 細 書)	110 円
	領 収 書	165 円
	支 払 証 明 書	770 円

(6) 別表4（日割計算の基本算式）(1)柱書なお書きは適用いたしません。また、別表4（日割計算の基本算式）(1)において「暦日数」とあるのは、「30日」と読み替えるものといたします。

別 表

2 燃料費調整

(1)燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.4699$

$\beta = 0.7879$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

別 表

2 燃料費等調整

(1)燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1874$

$\beta = 0.0899$

$\gamma = 1.0036$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数

現 約 款

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\underline{37,200} \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \underline{37,200} \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ (略)

ニ (略)

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	<u>19 銭 7 厘</u>
-------------	-----------------

(3) (略)

新 約 款

は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\underline{80,800} \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \underline{80,800} \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ (略)

ニ (略)

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	<u>17 銭 3 厘</u>
-------------	-----------------

(3) (略)

(4) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 1.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

現 約 款

新 約 款

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$\frac{(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格})}{1,000} \times \frac{\text{(5)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$\frac{(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円})}{1,000} \times \frac{\text{(5)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合の離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$\frac{(119,000 - 79,300 \text{ 円})}{1,000} \times \frac{\text{(5)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等

現 約 款

新 約 款

毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間または検針期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、北海道Aプランの場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(5) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき

1厘

(6) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の揭示

当社は、(4)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社のホームページに掲示いたします。

ENEOSでんき約款 [東北エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款												
<p style="text-align: center;">ENEOSでんき約款 [東北エリア] (低圧)</p> <p>3 定 義</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 消費税等相当額</p> <p>消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、この約款で定める料金単価、工事費負担等相当額、燃料費調整に係る調整単価およびその他手数料には、消費税等相当額を含みます。</p> <p>(21) ～(26) (略)</p> <p>14 東北 A プラン</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 料 金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、<u>電力量</u>料金は、別表2(燃料費等調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">最低料金</td> <td style="padding: 2px;">1契約につき最初の7キロワット時まで</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;"><u>280円92銭</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">電力量料金</td> <td style="padding: 2px;">上記をこえる1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;"><u>19円01銭</u></td> </tr> </table> <p>15 東北 V プラン</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、</p>	最低料金	1契約につき最初の7キロワット時まで	<u>280円92銭</u>	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>19円01銭</u>	<p style="text-align: center;">ENEOSでんき約款 [東北エリア] (低圧)</p> <p>3 定 義</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 消費税等相当額</p> <p>消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、この約款で定める料金単価、工事費負担等相当額、燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整に係る調整単価ならびにその他手数料には、消費税等相当額を含みます。</p> <p>(21) ～(26) (略)</p> <p><u>(27) 燃料費等調整額</u></p> <p><u>別表2(燃料費等調整)(1)二によって算定された燃料費調整額および別表2(燃料費等調整)(4)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を合計した金額といたします。</u></p> <p>14 東北 A プラン</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 料 金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、料金は、別表2(燃料費等調整)(1)二によって算定された燃料費調整額および別表2(燃料費等調整)(4)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">最低料金</td> <td style="padding: 2px;">1契約につき最初の7キロワット時まで</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;"><u>359円58銭</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">電力量料金</td> <td style="padding: 2px;">上記をこえる1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;"><u>29円70銭</u></td> </tr> </table> <p>15 東北 V プラン</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、</p>	最低料金	1契約につき最初の7キロワット時まで	<u>359円58銭</u>	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>29円70銭</u>
最低料金	1契約につき最初の7キロワット時まで	<u>280円92銭</u>											
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>19円01銭</u>											
最低料金	1契約につき最初の7キロワット時まで	<u>359円58銭</u>											
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>29円70銭</u>											

現 約 款

別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	368 円 23 銭
契約電流 15 アンペア	552 円 35 銭
契約電流 20 アンペア	736 円 46 銭
契約電流 30 アンペア	1,104 円 69 銭
契約電流 40 アンペア	1,472 円 92 銭
契約電流 50 アンペア	1,841 円 15 銭
契約電流 60 アンペア	2,209 円 38 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	368 円 23 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 82 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 87 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 67 銭

16 東北動力プラン

(1)～(3) (略)

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合

新 約 款

は、別表2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表2（燃料費等調整）(4)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	369 円 60 銭
契約電流 15 アンペア	554 円 40 銭
契約電流 20 アンペア	739 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,108 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1,478 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	1,848 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,217 円 60 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 56 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 75 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38 円 55 銭

16 東北動力プラン

(1)～(3) (略)

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表2（燃料費等調整）(4)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものいたします。

イ 基本料金

現 約 款

の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,189円89銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量にもとづき、その1月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	16円42銭	14円97銭

(5) (略)

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2023年4月1日から実施いたします。

4 2023年4月30日までの特別措置

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) この約款において、「東北Vプラン」とあるのは、「東北Bプランまたは東北Cプラン」と読み替えるものといたします。

(2) 21 (料金の算定) (1)は、次のとおりといたします。

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始(スイッチングした初月を含みます。)し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合

ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 19 (料金の算定期間) の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。

(3) 22 (日割計算) (1)および(2)は、次のとおりといたします。

(1) 当社は、21 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金または最低料金は、別表4 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 21 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。

また、21 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更の

新 約 款

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,190円89銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量にもとづき、その1月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	27円22銭	25円77銭

(5) (略)

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2023年10月1日から実施いたします。

4 削除

現 約 款

あつた日から適用いたします。

(4) 24 (料金その他の支払方法) (1)ハのなお書きは、適用いたしません。

(5) 55 (請求書等の発行) (2)は、次のとおりといたします。

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請求書 (利用明細書)	110 円
	領 収 書	165 円
	支 払 証 明 書	770 円

(6) 別表4 (日割計算の基本算式) (1)柱書なお書きは適用いたしません。また、別表4 (日割計算の基本算式) (1)において「暦日数」とあるのは、「30 日」と読み替えるものといたします。

別 表

2 燃料費調整

(1)燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合

$$\text{燃 料 費 調 整 単 価} = (\text{31,400 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合

新 約 款

別 表

2 燃料費等調整

(1)燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{燃 料 費 調 整 単 価} = (\text{83,500 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合

現 約 款

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \underline{31,400 \text{ 円}}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ (略)

ニ (略)

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき

22 銭 1 厘

(3) (略)

新 約 款

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \underline{83,500 \text{ 円}}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ (略)

ニ (略)

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき

19 銭 7 厘

(3) (略)

(4) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 1.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$\underline{(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格})} \times \frac{\text{(5)の離島基準単価}}{1,000}$$

現 約 款

新 約 款

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$\frac{(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円})}{1,000} \times \frac{\text{(5)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合の離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$\frac{(119,000 - 79,300 \text{ 円})}{1,000} \times \frac{\text{(5)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間または検針期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等

現 約 款	新 約 款	
	<u>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）</u>	<u>翌年の5月の料金に係る計量期間等</u>
	<p>ニ <u>離島ユニバーサルサービス調整額</u> <u>離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、北海道Aプランの場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。</u></p>	
	<p>(5) <u>離島基準単価</u> <u>離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</u></p>	
	<u>1キロワット時につき</u>	<u>1厘</u>
	<p>(6) <u>離島ユニバーサルサービス調整単価等の揭示</u> <u>当社は、(4)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社のホームページに掲示いたします。</u></p>	

**ENEOSでんき約款 [関東エリア] (低圧)
【新旧対照表】**

現 約 款	新 約 款																																
<p>ENEOSでんき約款 [関東エリア] (低圧)</p> <p>14 東京5アンペアプラン (1)～(3) (略) (4) 料 金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">最 低 料 金</td> <td style="width: 65%;">1契約につき最初の8キロワット時まで</td> <td style="width: 20%; text-align: right;"><u>240円49銭</u></td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>19円96銭</u></td> </tr> </table> <p>15 A プ ラ ン (1)～(4) (略) (5) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p> <p>イ 基 本 料 金</p> <p>基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">契約電流 10 アンペア</td> <td style="width: 30%; text-align: right;"><u>295円29銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>442円94銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>590円58銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>885円87銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>1,181円16銭</u></td> </tr> </table>	最 低 料 金	1契約につき最初の8キロワット時まで	<u>240円49銭</u>	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>19円96銭</u>	契約電流 10 アンペア	<u>295円29銭</u>	契約電流 15 アンペア	<u>442円94銭</u>	契約電流 20 アンペア	<u>590円58銭</u>	契約電流 30 アンペア	<u>885円87銭</u>	契約電流 40 アンペア	<u>1,181円16銭</u>	<p>ENEOSでんき約款 [関東エリア] (低圧)</p> <p>14 東京5アンペアプラン (1)～(3) (略) (4) 料 金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">最 低 料 金</td> <td style="width: 65%;">1契約につき最初の8キロワット時まで</td> <td style="width: 20%; text-align: right;"><u>321円42銭</u></td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>29円99銭</u></td> </tr> </table> <p>15 A プ ラ ン (1)～(4) (略) (5) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p> <p>イ 基 本 料 金</p> <p>基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">契約電流 10 アンペア</td> <td style="width: 30%; text-align: right;"><u>295円24銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>442円86銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>590円48銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>885円72銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>1,180円96銭</u></td> </tr> </table>	最 低 料 金	1契約につき最初の8キロワット時まで	<u>321円42銭</u>	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>29円99銭</u>	契約電流 10 アンペア	<u>295円24銭</u>	契約電流 15 アンペア	<u>442円86銭</u>	契約電流 20 アンペア	<u>590円48銭</u>	契約電流 30 アンペア	<u>885円72銭</u>	契約電流 40 アンペア	<u>1,180円96銭</u>
最 低 料 金	1契約につき最初の8キロワット時まで	<u>240円49銭</u>																															
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>19円96銭</u>																															
契約電流 10 アンペア	<u>295円29銭</u>																																
契約電流 15 アンペア	<u>442円94銭</u>																																
契約電流 20 アンペア	<u>590円58銭</u>																																
契約電流 30 アンペア	<u>885円87銭</u>																																
契約電流 40 アンペア	<u>1,181円16銭</u>																																
最 低 料 金	1契約につき最初の8キロワット時まで	<u>321円42銭</u>																															
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>29円99銭</u>																															
契約電流 10 アンペア	<u>295円24銭</u>																																
契約電流 15 アンペア	<u>442円86銭</u>																																
契約電流 20 アンペア	<u>590円48銭</u>																																
契約電流 30 アンペア	<u>885円72銭</u>																																
契約電流 40 アンペア	<u>1,180円96銭</u>																																

現 約 款	新 約 款
-------	-------

契約電流 50 アンペア	1,476 円 45 銭
契約電流 60 アンペア	1,771 円 74 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295 円 29 銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 23 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 78 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 31 銭

16 東 京 V プ ラ ン

(1)～(4) (略)

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	295 円 29 銭
契約電流 15 アンペア	442 円 94 銭
契約電流 20 アンペア	590 円 58 銭
契約電流 30 アンペア	885 円 87 銭
契約電流 40 アンペア	1,181 円 16 銭
契約電流 50 アンペア	1,476 円 45 銭
契約電流 60 アンペア	1,771 円 74 銭

契約電流 50 アンペア	1,476 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,771 円 44 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295 円 24 銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 26 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 21 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37 円 10 銭

16 東 京 V プ ラ ン

(1)～(4) (略)

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	295 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	442 円 86 銭
契約電流 20 アンペア	590 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	885 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,180 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,476 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,771 円 44 銭

現 約 款

契約容量1キロボルトアンペアにつき 295円29銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>19円97銭</u>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>24円63銭</u>
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>26円31銭</u>

17 動力プラン

(1)～(3) (略)

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき 986円87銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量にもとづき、その1月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
第1段階使用電力量までの1キロワット時につき	<u>17円08銭</u>	<u>15円50銭</u>
第1段階使用電力量をこえる1キロワット時につき	<u>18円93銭</u>	<u>18円82銭</u>

なお、第1段階使用電力量とは、契約電力に110時間に乗じてえた使用電力量といたします。

(5) (略)

新 約 款

契約容量1キロボルトアンペアにつき 295円24銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30円00銭</u>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>35円05銭</u>
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>37円10銭</u>

17 動力プラン

(1)～(3) (略)

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき 984円46銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量にもとづき、その1月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
第1段階使用電力量までの1キロワット時につき	<u>27円20銭</u>	<u>25円62銭</u>
第1段階使用電力量をこえる1キロワット時につき	<u>29円05銭</u>	<u>28円94銭</u>

なお、第1段階使用電力量とは、契約電力に110時間に乗じてえた使用電力量といたします。

(5) (略)

現 約 款

新 約 款

18 東京動力プラン

(1)～(3) (略)

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,030円87銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量にもとづき、その1月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	17円37銭	15円80銭

(5) (略)

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2023年4月1日から実施いたします。

4 2023年4月30日までの特別措置

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) 23 (料金の算定) (1)は、次のとおりといたします。

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始 (スイッチングした初月を含みます。) し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合

ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 20 (料金の算定期間) の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。

(2) 24 (日割計算) (1)および(2)は、次のとおりといたします。

(1) 当社は、23 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金または最低料金は、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。

18 東京動力プラン

(1)～(3) (略)

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,028円46銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量にもとづき、その1月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	27円49銭	25円92銭

(5) (略)

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2023年10月1日から実施いたします。

4 削除

現 約 款

新 約 款

ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 23（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。

また、23（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 26（料金その他の支払方法）(1)ハのなお書きは、適用いたしません。

(4) 57（請求書等の発行）(2)は、次のとおりといたします。

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請求書（利用明細書）	110 円
	領 収 書	165 円
	支 払 証 明 書	770 円

(5) 別表4（日割計算の基本算式）(1)柱書なお書きは適用いたしません。また、別表4（日割計算の基本算式）(1)において「暦日数」とあるのは、「30日」と読み替えるものといたします。

別 表

2 燃料費調整

(1)燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

別 表

2 燃料費調整

(1)燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

現 約 款

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{44,200 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{44,200 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ (略)

ニ (略)

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	
-------------	--

	<u>23 銭 2 厘</u>
--	-----------------

(3) (略)

新 約 款

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{86,100 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{86,100 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ (略)

ニ (略)

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	
-------------	--

	<u>18 銭 3 厘</u>
--	-----------------

(3) (略)

ENEOSでんき約款 [北陸エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款																																				
<p>ENEOSでんき約款 [北陸エリア] (低圧)</p> <p>14 北陸 A プラン (1)～(3) (略) (4) 料 金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">最 低 料 金</td> <td style="width: 60%;">1 契約につき最初の8キロワット時まで</td> <td style="width: 20%; text-align: right;"><u>210 円 08 銭</u></td> </tr> <tr> <td>電 力 量 料 金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>18 円 34 銭</u></td> </tr> </table> <p>15 北陸 V プラン (1)～(4) (略) (5) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p> <p>イ 基 本 料 金</p> <p>基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">契約電流 10 アンペア</td> <td style="width: 20%; text-align: right;"><u>299 円 56 銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>449 円 34 銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>599 円 12 銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>898 円 68 銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>1,198 円 24 銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>1,497 円 80 銭</u></td> </tr> </table>	最 低 料 金	1 契約につき最初の8キロワット時まで	<u>210 円 08 銭</u>	電 力 量 料 金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>18 円 34 銭</u>	契約電流 10 アンペア	<u>299 円 56 銭</u>	契約電流 15 アンペア	<u>449 円 34 銭</u>	契約電流 20 アンペア	<u>599 円 12 銭</u>	契約電流 30 アンペア	<u>898 円 68 銭</u>	契約電流 40 アンペア	<u>1,198 円 24 銭</u>	契約電流 50 アンペア	<u>1,497 円 80 銭</u>	<p>ENEOSでんき約款 [北陸エリア] (低圧)</p> <p>14 北陸 A プラン (1)～(3) (略) (4) 料 金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">最 低 料 金</td> <td style="width: 60%;">1 契約につき最初の8キロワット時まで</td> <td style="width: 20%; text-align: right;"><u>315 円 47 銭</u></td> </tr> <tr> <td>電 力 量 料 金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>30 円 82 銭</u></td> </tr> </table> <p>15 北陸 V プラン (1)～(4) (略) (5) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p> <p>イ 基 本 料 金</p> <p>基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">契約電流 10 アンペア</td> <td style="width: 20%; text-align: right;"><u>302 円 50 銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>453 円 75 銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>605 円 00 銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>907 円 50 銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>1,210 円 00 銭</u></td> </tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td> <td style="text-align: right;"><u>1,512 円 50 銭</u></td> </tr> </table>	最 低 料 金	1 契約につき最初の8キロワット時まで	<u>315 円 47 銭</u>	電 力 量 料 金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>30 円 82 銭</u>	契約電流 10 アンペア	<u>302 円 50 銭</u>	契約電流 15 アンペア	<u>453 円 75 銭</u>	契約電流 20 アンペア	<u>605 円 00 銭</u>	契約電流 30 アンペア	<u>907 円 50 銭</u>	契約電流 40 アンペア	<u>1,210 円 00 銭</u>	契約電流 50 アンペア	<u>1,512 円 50 銭</u>
最 低 料 金	1 契約につき最初の8キロワット時まで	<u>210 円 08 銭</u>																																			
電 力 量 料 金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>18 円 34 銭</u>																																			
契約電流 10 アンペア	<u>299 円 56 銭</u>																																				
契約電流 15 アンペア	<u>449 円 34 銭</u>																																				
契約電流 20 アンペア	<u>599 円 12 銭</u>																																				
契約電流 30 アンペア	<u>898 円 68 銭</u>																																				
契約電流 40 アンペア	<u>1,198 円 24 銭</u>																																				
契約電流 50 アンペア	<u>1,497 円 80 銭</u>																																				
最 低 料 金	1 契約につき最初の8キロワット時まで	<u>315 円 47 銭</u>																																			
電 力 量 料 金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>30 円 82 銭</u>																																			
契約電流 10 アンペア	<u>302 円 50 銭</u>																																				
契約電流 15 アンペア	<u>453 円 75 銭</u>																																				
契約電流 20 アンペア	<u>605 円 00 銭</u>																																				
契約電流 30 アンペア	<u>907 円 50 銭</u>																																				
契約電流 40 アンペア	<u>1,210 円 00 銭</u>																																				
契約電流 50 アンペア	<u>1,512 円 50 銭</u>																																				

現 約 款		新 約 款													
契約電流 60 アンペア	1,797 円 36 銭	契約電流 60 アンペア	1,815 円 00 銭												
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	299 円 56 銭	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	302 円 50 銭												
ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。		ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。													
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 18 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 67 銭												
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 47 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 17 銭												
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 20 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	34 円 90 銭												
16 北陸動力プラン (1)～(3) (略) (4) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。		16 北陸動力プラン (1)～(3) (略) (4) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。													
イ 基 本 料 金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。		イ 基 本 料 金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。													
契約電力 1 キロワットにつき	1,109 円 99 銭	契約電力 1 キロワットにつき	1,116 円 50 銭												
ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量にもとづき、その1月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。		ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量にもとづき、その1月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>夏 季 料 金</th> <th>そ の 他 季 料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>12 円 48 銭</td> <td>11 円 42 銭</td> </tr> </tbody> </table>		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キロワット時につき	12 円 48 銭	11 円 42 銭		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>夏 季 料 金</th> <th>そ の 他 季 料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>26 円 09 銭</td> <td>25 円 03 銭</td> </tr> </tbody> </table>		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金	1 キロワット時につき	26 円 09 銭	25 円 03 銭
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金													
1 キロワット時につき	12 円 48 銭	11 円 42 銭													
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金													
1 キロワット時につき	26 円 09 銭	25 円 03 銭													
(5) (略)		(5) (略)													
附 則		附 則													
1 この約款の実施期日 この約款は、 <u>2023年4月1日</u> から実施いたします。		1 この約款の実施期日 この約款は、 <u>2023年10月1日</u> から実施いたします。													

現 約 款

新 約 款

3 2023年4月30日までの特別措置

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

- (1) この約款において、「北陸Vプラン」とあるのは、「北陸Bプランまたは北陸Cプラン」と読み替えるものといたします。
- (2) 21 (料金の算定) (1)は、次のとおりといたします。
 - (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始（スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合
 - ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 19 (料金の算定期間) の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。
- (3) 22 (日割計算) (1)および(2)は、次のとおりといたします。
 - (1) 当社は、21 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金または最低料金は、別表4 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
 - (2) 21 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。
また、21 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更の日から適用いたします。
- (4) 24 (料金その他の支払方法) (1)ハのなお書きは、適用いたしません。
- (5) 55 (請求書等の発行) (2)は、次のとおりといたします。
 - (2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請求書 (利用明細書)	110 円
	領 収 書	165 円
	支 払 証 明 書	770 円

別 表

2 燃料費調整

- (1)燃料費調整額の算定
 - イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたし

3 削除

別 表

2 燃料費調整

- (1)燃料費調整額の算定
 - イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたし

現 約 款

ます。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2303$$

$$\beta = 1.1441$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\underline{21,900} \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \underline{21,900} \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ (略)

ニ (略)

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	
------------	--

	<u>16銭1厘</u>
--	--------------

(3) (略)

新 約 款

ます。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\underline{79,800} \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \underline{79,800} \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ (略)

ニ (略)

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	
------------	--

	<u>16銭5厘</u>
--	--------------

(3) (略)

ENEOSでんき約款 [中国エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款												
<p>ENEOSでんき約款 [中国エリア] (低圧)</p> <p>3 定 義</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 消費税等相当額</p> <p>消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、この約款で定める料金単価、工事費負担等相当額、燃料費調整に係る調整単価およびその他手数料には、消費税等相当額を含みます。</p> <p>(20) ～(25) (略)</p> <p>14 中国 A プラン</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 料 金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、料金は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p>	<p>ENEOSでんき約款 [中国エリア] (低圧)</p> <p>3 定 義</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 消費税等相当額</p> <p>消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、この約款で定める料金単価、工事費負担等相当額、燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整に係る調整単価ならびにその他手数料には、消費税等相当額を含みます。</p> <p>(20)～(25) (略)</p> <p>(26) 燃料費等調整額</p> <p><u>別表2 (燃料費等調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額および別表2 (燃料費等調整) (4)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を合計した金額といたします。</u></p> <p>14 中国 A プラン</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 料 金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、料金は、別表2 (燃料費等調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額および別表2 (燃料費等調整) (4)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">最低料金</td> <td style="width: 60%;">1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">533 円 27 銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">量料</td> <td>15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">21 円 46 銭</td> </tr> </table>	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	533 円 27 銭	量料	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 46 銭	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">最低料金</td> <td style="width: 60%;">1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">712 円 67 銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">量料</td> <td>15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">32 円 66 銭</td> </tr> </table>	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	712 円 67 銭	量料	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 66 銭
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	533 円 27 銭											
量料	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 46 銭											
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	712 円 67 銭											
量料	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 66 銭											

現 約 款

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時につき	27 円 38 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 39 銭

(5) (略)

15 中国 B プラン

(1)～(3) (略)

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	432 円 34 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 79 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 22 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25 円 11 銭

16 中国動力プラン

(1)～(3) (略)

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

新 約 款

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時につき	38 円 79 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39 円 80 銭

(5) (略)

15 中国 B プラン

(1)～(3) (略)

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費等調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額および別表 2 (燃料費等調整) (4)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	431 円 90 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29 円 98 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 63 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36 円 52 銭

16 中国動力プラン

(1)～(3) (略)

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費等調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額および別表 2 (燃料費等調整) (4)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものといたします。

現 約 款

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,073円17銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量にもとづき、その1月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	15円63銭	14円34銭

(5) (略)

22 日 割 計 算

(1) 当社は、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金または最低料金を適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニイ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2)～(3) (略)

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2023年4月1日から実施いたします。

3 2023年4月30日までの特別措置

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) 21（料金の算定）(1)は、次のとおりといたします。

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始（スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合

新 約 款

ます。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,037円85銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量にもとづき、その1月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	26円98銭	25円69銭

(5) (略)

22 日 割 計 算

(1) 当社は、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金もしくは最低料金を適用される燃料費調整または離島ユニバーサルサービス調整に係る基準単価は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニイ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2)～(3) (略)

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2023年10月1日から実施いたします。

3 削除

現 約 款

新 約 款

ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 20 (料金の算定期間) の計量期間等の日数が 36 日以上、または 24 日以下のとき。

(2) 22 (日割計算) (1)および(2)は、次のとおりといたします。

(1) 当社は、21 (料金の算定) (1)または(2)の場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 4 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 21 (料金の算定) (1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。

また、21 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 24 (料金その他の支払方法) (1)ハのなお書きは、適用いたしません。

(4) 54 (請求書等の発行) (2)は次のとおりといたします。

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請求書 (利用明細書)	110 円
	領 収 書	165 円
	支 払 証 明 書	770 円

(5) 別表 4 (日割計算の基本算式) (1)柱書は適用しないものとし、同項イおよびロは、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 中国 A プラン

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 105 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キ

現 約 款

ロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 中国 B プラン

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

別 表

2 燃料費調整

(1)燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1543$$

$$\beta = 0.1322$$

$$\gamma = 0.9761$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

新 約 款

別 表

2 燃料費等調整

(1)燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

現 約 款

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\underline{26,000} \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \underline{26,000} \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ (略)

ニ (略)

(2) 基 準 単 価

イ 中国Aプランの場合

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

なお、22 (日割計算) (1)イに該当する場合、最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。

最料	低金	1契約につき最初の15キロワット時まで	<u>3円68銭0厘</u>
電力	料金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>24銭5厘</u>

ウ 中国Bプランまたは中国動力プランの場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	<u>24銭5厘</u>
------------	--------------

(3) (略)

新 約 款

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\underline{80,300} \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \underline{80,300} \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ (略)

ニ (略)

(2) 基 準 単 価

イ 中国Aプランの場合

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

なお、22 (日割計算) (1)イに該当する場合、最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。

最料	低金	1契約につき最初の15キロワット時まで	<u>3円18銭5厘</u>
電力	料金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>21銭2厘</u>

ウ 中国Bプランまたは中国動力プランの場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	<u>21銭2厘</u>
------------	--------------

(3) (略)

(4) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α = 1.0000

β = 0.0000

現 約 款

新 約 款

$\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$\frac{(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格})}{1,000} \times \frac{\text{(5)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$\frac{(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円})}{1,000} \times \frac{\text{(5)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合の離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$\frac{(119,000 - 79,300 \text{ 円})}{1,000} \times \frac{\text{(5)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等

現 約 款

新 約 款

毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間または検針期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、北海道Aプランの場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(5) 離島基準単価

イ 中国Aプランの場合

離島基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。なお、22（日割計算）(1)イに該当する場合、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整に係る基準単価は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	1銭7厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	1厘

ウ 中国Bプランまたは中国動力プランの場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

現 約 款	新 約 款	
<p>4 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割対象となる期間の始期が属する月の日数といたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金 <u>または</u> 最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価を日割りする場合</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p>	<p>1キロワット時につき</p>	<p>1厘</p>
	<p>(6) <u>離島ユニバーサルサービス調整単価等の揭示</u></p> <p><u>当社は、(4)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社のホームページに掲示いたします。</u></p> <p>4 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割対象となる期間の始期が属する月の日数といたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金 <u>もしくは</u> 最低料金に適用される燃料費調整 <u>または離島ユニバーサルサービス調整</u>に係る基準単価を日割りする場合</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p>	

ENEOSでんき約款 [四国エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款																				
<p>ENEOSでんき約款 [四国エリア] (低圧)</p> <p>14 四国 A プラン (1)～(3) (略) (4) 料 金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、料金は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 10%;">最低料金</td> <td style="width: 70%;">1契約につき最初の11キロワット時まで</td> <td style="text-align: right; width: 20%;"><u>561円47銭</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">電力量料金</td> <td>11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>20円84銭</u></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>26円40銭</u></td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>28円39銭</u></td> </tr> </table> <p>(5) (略)</p> <p>15 四国 B プラン (1)～(3) (略) (4) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p>	最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<u>561円47銭</u>	電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>20円84銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円40銭</u>	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>28円39銭</u>	<p>ENEOSでんき約款 [四国エリア] (低圧)</p> <p>14 四国 A プラン (1)～(3) (略) (4) 料 金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、料金は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 10%;">最低料金</td> <td style="width: 70%;">1契約につき最初の11キロワット時まで</td> <td style="text-align: right; width: 20%;"><u>667円00銭</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">電力量料金</td> <td>11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>30円65銭</u></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>36円63銭</u></td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>38円62銭</u></td> </tr> </table> <p>(5) (略)</p> <p>15 四国 B プラン (1)～(3) (略) (4) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p>	最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<u>667円00銭</u>	電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30円65銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>36円63銭</u>	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>38円62銭</u>
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<u>561円47銭</u>																			
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>20円84銭</u>																			
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円40銭</u>																			
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>28円39銭</u>																			
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<u>667円00銭</u>																			
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30円65銭</u>																			
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>36円63銭</u>																			
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>38円62銭</u>																			

現 約 款

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	392円54銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円09銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円62銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円12銭

16 四国動力プラン

(1)～(3) (略)

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,068円85銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量にもとづき、その1月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	16円15銭	14円71銭

(5) (略)

新 約 款

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	397円10銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	27円12銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	31円85銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	34円35銭

16 四国動力プラン

(1)～(3) (略)

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,073円71銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量にもとづき、その1月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	25円98銭	24円54銭

(5) (略)

現 約 款

新 約 款

附 則

附 則

- 1 この約款の実施期日
この約款は、2023年4月1日から実施いたします。
- 3 2023年4月30日までの特別措置
2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。
- (1) 21 (料金の算定) (1)は、次のとおりといたします。
- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始（スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合
- ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ハ 20 (料金の算定期間) の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。
- (2) 22 (日割計算) (1)および(2)は、次のとおりといたします。
- (1) 当社は、21 (料金の算定) (1)または(2)の場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 21 (料金の算定) (1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。
また、21 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更の日から適用いたします。
- (3) 24 (料金その他の支払方法) (1)ハのなお書きは、適用いたしません。
- (4) 54 (請求書等の発行) (2)は次のとおりといたします。
- (2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。
- | | | |
|--------------------------|-------------------|-------|
| 発 行 手 数 料
各 1 通 に つ き | 請 求 書 (利 用 明 細 書) | 110 円 |
| | 領 収 書 | 165 円 |
| | 支 払 証 明 書 | 770 円 |
- (5) 別表4 (日割計算の基本算式) (1)柱書は適用しないものとし、同項イおよびロは、次のとおりといたします。
- イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価を日割りする場合
- $$\frac{1 \text{月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数}}{30 \text{日}}$$
- ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合
- (イ) 四国Aプラン
- $$\frac{\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \text{日割計算対象日数}}{30 \text{日}}$$

- 1 この約款の実施期日
この約款は、2023年10月1日から実施いたします。
- 3 **削除**

現 約 款	新 約 款
<p>なお、<u>最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</u></p> <p><u>第1段階料金適用電力量=109キロワット時×</u> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、<u>第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</u></p> <p><u>第2段階料金適用電力量=180キロワット時×</u> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、<u>第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</u></p> <p><u>(ロ) 四国Bプラン</u></p> <p><u>第1段階料金適用電力量=120キロワット時×</u> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、<u>第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</u></p> <p><u>第2段階料金適用電力量=180キロワット時×</u> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、<u>第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</u></p> <p><u>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p>	
別 表	別 表
<p>2 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>イ平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 0.2104$</p> <p>$\beta = 0.0541$</p>	<p>2 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>イ平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 0.0875$</p> <p>$\beta = 0.0770$</p>

現 約 款

$$\gamma = 1.0588$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\underline{26,000} \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \underline{26,000} \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ (略)

ニ (略)

(2) 基 準 単 価

イ 四国Aプランの場合

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

なお、22(日割計算)(1)イに該当する場合、最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。

最 料	低 金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<u>2円15銭4厘</u>
電 料	力 量 金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>19銭6厘</u>

ウ 四国Bプランまたは四国動力プランの場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	<u>19銭6厘</u>
------------	--------------

(3) (略)

新 約 款

$$\gamma = 1.1770$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\underline{80,000} \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \underline{80,000} \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ (略)

ニ (略)

(2) 基 準 単 価

イ 四国Aプランの場合

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

なお、22(日割計算)(1)イに該当する場合、最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。

最 料	低 金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<u>1円69銭4厘</u>
電 料	力 量 金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>15銭4厘</u>

ウ 四国Bプランまたは四国動力プランの場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	<u>15銭4厘</u>
------------	--------------

(3) (略)

ENEOSでんき (myプラン) 約款 [東京電力エリア] 【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款																								
<p style="text-align: center;">ENEOSでんき (myプラン) 約款 [東京電力エリア]</p> <p>第1条 (適用) (1) ~ (2) (略) (3) 本約款は、2023年4月1日より実施いたします。 (4) 本約款は、本約款の実施前に電気需給約款【myでんき版】(東京電力エリア) (2022年1月1日実施) の適用を受け、かつ、本約款による需給契約の継続を希望されるお客様 (お客様から本約款の適用を希望されない申出がない場合は、本約款を継続して適用いたします。) に適用いたします。</p> <p>第8条 (my標準プランー従量電灯A (東京)) (1) ~ (3) (略) (4) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ① 基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">契約電流</td> <td style="padding: 2px 10px;">基本料金 (税込)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">5アンペア</td> <td style="padding: 2px 10px;">147円65銭</td> </tr> </table> <p>② 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px 10px;">従量区分 (契約電流5アンペア)</th> <th style="padding: 2px 10px;">電力量料金単価 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px 10px;">19円97銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px 10px;">26円57銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">300キロワット時を超える1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px 10px;">30円66銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条 (my標準プラン (東京)) (1) ~ (5) (略) (6) 電気料金 電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって</p>	契約電流	基本料金 (税込)	5アンペア	147円65銭	従量区分 (契約電流5アンペア)	電力量料金単価 (税込)	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円97銭	120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	26円57銭	300キロワット時を超える1キロワット時につき	30円66銭	<p style="text-align: center;">ENEOSでんき (myプラン) 約款 [東京電力エリア]</p> <p>第1条 (適用) (1) ~ (2) (略) (3) 本約款は、2023年10月1日より実施いたします。 (4) 本約款は、本約款の実施前に電気需給約款【myでんき版】(東京電力エリア) (2023年4月1日実施) の適用を受け、かつ、本約款による需給契約の継続を希望されるお客様 (お客様から本約款の適用を希望されない申出がない場合は、本約款を継続して適用いたします。) に適用いたします。</p> <p>第8条 (my標準プランー従量電灯A (東京)) (1) ~ (3) (略) (4) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ①基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">契約電流</td> <td style="padding: 2px 10px;">基本料金 (税込)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">5アンペア</td> <td style="padding: 2px 10px;">147円62銭</td> </tr> </table> <p>②電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px 10px;">従量区分 (契約電流5アンペア)</th> <th style="padding: 2px 10px;">電力量料金単価 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px 10px;">30円00銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px 10px;">36円60銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">300キロワット時を超える1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px 10px;">40円69銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条 (my標準プラン (東京)) (1) ~ (5) (略) (6) 電気料金 電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によつ</p>	契約電流	基本料金 (税込)	5アンペア	147円62銭	従量区分 (契約電流5アンペア)	電力量料金単価 (税込)	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円00銭	120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	36円60銭	300キロワット時を超える1キロワット時につき	40円69銭
契約電流	基本料金 (税込)																								
5アンペア	147円65銭																								
従量区分 (契約電流5アンペア)	電力量料金単価 (税込)																								
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円97銭																								
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	26円57銭																								
300キロワット時を超える1キロワット時につき	30円66銭																								
契約電流	基本料金 (税込)																								
5アンペア	147円62銭																								
従量区分 (契約電流5アンペア)	電力量料金単価 (税込)																								
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円00銭																								
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	36円60銭																								
300キロワット時を超える1キロワット時につき	40円69銭																								

現 約 款

算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流又は契約容量	基本料金 (税込)
10アンペア	295円29銭
15アンペア	442円94銭
20アンペア	590円58銭
30アンペア	860円13銭
40アンペア	1,123円96銭
50アンペア	1,404円95銭
60アンペア	1,668円78銭
1キロボルトアンペアにつき	278円13銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分 (契約電流10アンペア、15アンペア、20アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円97銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	26円57銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	30円66銭

従量区分 (契約電流30アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円29銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	25円69銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	29円66銭

従量区分 (契約電流40アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円89銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	25円16銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	29円04銭

従量区分 (契約電流50アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円89銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	25円16銭

新 約 款

て算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流又は契約容量	基本料金 (税込)
10アンペア	295円24銭
15アンペア	442円86銭
20アンペア	590円48銭
30アンペア	872円85銭
40アンペア	1,152円36銭
50アンペア	1,440円45銭
60アンペア	1,719円96銭
1キロボルトアンペアにつき	286円66銭

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分 (契約電流10アンペア、15アンペア、20アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円00銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	36円60銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	40円69銭

従量区分 (契約電流30アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円85銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	36円11銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	40円45銭

従量区分 (契約電流40アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円85銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	35円93銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	40円18銭

従量区分 (契約電流50アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円85銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	35円62銭

現 約 款	新 約 款
-------	-------

300キロワット時を超える1キロワット時につき	29円04銭
-------------------------	--------

300キロワット時を超える1キロワット時につき	39円69銭
-------------------------	--------

従量区分 (契約電流60アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円69銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	24円91銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	28円75銭

従量区分 (契約電流60アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円85銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	35円62銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	39円69銭

従量区分 (契約容量による場合)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円69銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	24円91銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	28円75銭

従量区分 (契約容量による場合)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円85銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	35円62銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	39円69銭

第10条 (my動力プラン (東京))

- (1) ~ (4) (略)
- (5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力	基本料金 (税込)
1キロワットにつき	1,083円83銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

使用電力量	電力量料金単価 (税込)	
	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円28銭	15円71銭

③ 負荷率割引

負荷率割引は、契約電力とその1か月の使用電力量によって算定することとし、1か月の使用電力量が1キロワットあたり70キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき一律で適用いたします。

第10条 (my動力プラン (東京))

- (1) ~ (4) (略)
- (5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力	基本料金 (税込)
1キロワットにつき	1,061円46銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

使用電力量	電力量料金単価 (税込)	
	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	27円49銭	25円92銭

③ 負荷率割引

負荷率割引は、契約電力とその1か月の使用電力量によって算定することとし、1か月の使用電力量が1キロワットあたり70キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき一律で適用いたします。

現 約 款		新 約 款	
1か月の使用電力量及び適用単位	負荷率割引単価 (税込)	1か月の使用電力量及び適用単位	負荷率割引単価 (税込)
1キロワットあたり70キロワット時以下のときの 契約電力1キロワットにつき	110円00銭	1キロワットあたり70キロワット時以下のときの 契約電力1キロワットにつき	110円00銭
附 則		附 則	
<p>第3条 (2023年4月30日までの特別措置) <u>2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。</u> (1) 本約款において、「<u>my標準プラン (東京)</u>」及び「<u>my標準プランー従量電灯A (東京) 又は my標準プラン (東京)</u>」とあるのは、それぞれ「<u>my標準プランー従量電灯B (東京) 及び従量電灯C (東京)</u>」及び「<u>my標準プランー従量電灯</u>」と読み替えるものとします。 (2) 第10条 (5) 柱書は、次のとおりといたします。 <u>電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条 (1) によって算定された燃料費調整額及び附則第1条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (1) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、次の④によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。</u> (3) 第10条 (5) に、次の④を加えるものといたします。 ④力率割引及び割増し <u>電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5 (加重平均力率の算定) により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合 (上記 (4) ②により契約電力を定める場合を含みます。) は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6 (進相用コンデンサ取付容量基準) の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。また、当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその1か月の力率は、90パーセントとみなします。</u> (4) 第13条 (5) は、次のとおりといたします。 (5) 日割計算 <u>当社は、上記 (4) に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。</u> ①基本料金は、以下の算式により算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <u>基本料金 = 1か月の基本料金 × (日割計算対象日数 ÷ 暦日数)</u> </div> <u>なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。</u> ②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量 (ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量 (送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。)) により算定するものとし、my標準プランー従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>		<p>第3条 削除</p>	

現 約 款

第1段階料金適用電力量=120キロワット時×日割計算対象日数÷暦日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=300キロワット時×日割計算対象日数÷暦日数

－ 第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(5) 第14条(3)③なお書きは適用いたしません。

(6) 附則第2条(明細書等の発行手数料)は、次のとおりといたします。

第2条(明細書等の発行手数料)

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

発行手数料各1通につき 〔税込〕	明 細 書	110円
	領 収 書	165円
	支 払 証 明 書	770円

別 表 1

燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係 数	α	0.1970
	β	0.4435
	γ	0.2512
燃料価格	X	44,200円
基準単価 (1キロワット時につき)	低圧	23銭2厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

新 約 款

別 表 1

燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係 数	α	0.0048
	β	0.3827
	γ	0.6584
燃料価格	X	86,100円
基準単価 (1キロワット時につき)	低圧	18銭3厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

**ENEOSでんき（myたっぷりプラン）選択約款 [東京電力エリア]
【新旧対照表】**

現 約 款	新 約 款																																												
<p style="text-align: center;">ENEOSでんき（myたっぷりプラン）選択約款 [東京電力エリア]</p> <p>第1条（適用） (1) (略) (2) 本約款は、2023年4月1日より実施いたします。</p> <p>第3条（myたっぷりプラン（東京）） (1)～(5) (略) (6) 電気料金 電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>① 基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">契約電流又は契約容量</th> <th style="text-align: center;">基本料金（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30アンペア</td> <td style="text-align: center;">885円87銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,181円16銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,476円45銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,771円74銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: center;">295円29銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">従量区分</th> <th style="text-align: center;">電力量料金単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">19円97銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">26円57銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300キロワット時を超え600キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">25円17銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">600キロワット時を超える1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">26円24銭</td> </tr> </tbody> </table>	契約電流又は契約容量	基本料金（税込）	30アンペア	885円87銭	40アンペア	1,181円16銭	50アンペア	1,476円45銭	60アンペア	1,771円74銭	1キロボルトアンペアにつき	295円29銭	従量区分	電力量料金単価（税込）	最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	19円97銭	120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき	26円57銭	300キロワット時を超え600キロワット時までの 1キロワット時につき	25円17銭	600キロワット時を超える1キロワット時につき	26円24銭	<p style="text-align: center;">ENEOSでんき（myたっぷりプラン）選択約款 [東京電力エリア]</p> <p>第1条（適用） (1) (略) (2) 本約款は、2023年10月1日より実施いたします。</p> <p>第3条（myたっぷりプラン（東京）） (1)～(5) (略) (6) 電気料金 電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>①基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">契約電流又は契約容量</th> <th style="text-align: center;">基本料金（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30アンペア</td> <td style="text-align: center;">885円72銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,180円96銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,476円20銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,771円44銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: center;">295円24銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>②電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">従量区分</th> <th style="text-align: center;">電力量料金単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">30円00銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">35円05銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300キロワット時を超え600キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">37円10銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">600キロワット時を超える1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">37円10銭</td> </tr> </tbody> </table>	契約電流又は契約容量	基本料金（税込）	30アンペア	885円72銭	40アンペア	1,180円96銭	50アンペア	1,476円20銭	60アンペア	1,771円44銭	1キロボルトアンペアにつき	295円24銭	従量区分	電力量料金単価（税込）	最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	30円00銭	120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき	35円05銭	300キロワット時を超え600キロワット時までの 1キロワット時につき	37円10銭	600キロワット時を超える1キロワット時につき	37円10銭
契約電流又は契約容量	基本料金（税込）																																												
30アンペア	885円87銭																																												
40アンペア	1,181円16銭																																												
50アンペア	1,476円45銭																																												
60アンペア	1,771円74銭																																												
1キロボルトアンペアにつき	295円29銭																																												
従量区分	電力量料金単価（税込）																																												
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	19円97銭																																												
120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき	26円57銭																																												
300キロワット時を超え600キロワット時までの 1キロワット時につき	25円17銭																																												
600キロワット時を超える1キロワット時につき	26円24銭																																												
契約電流又は契約容量	基本料金（税込）																																												
30アンペア	885円72銭																																												
40アンペア	1,180円96銭																																												
50アンペア	1,476円20銭																																												
60アンペア	1,771円44銭																																												
1キロボルトアンペアにつき	295円24銭																																												
従量区分	電力量料金単価（税込）																																												
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	30円00銭																																												
120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき	35円05銭																																												
300キロワット時を超え600キロワット時までの 1キロワット時につき	37円10銭																																												
600キロワット時を超える1キロワット時につき	37円10銭																																												

現 約 款	新 約 款
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条（2023年4月30日までの特別措置）</u> <u>2023年4月30日までの間、本約款において「myたっぷりプラン（東京）」とあるのは、「myたっぷりプランー従量電灯B（東京）及びmyたっぷりプランー従量電灯C（東京）」と読み替えるものとします。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 削除</u></p>

**ENEOSでんき（myまとめてプラン）選択約款 [東京電力エリア]
【新旧対照表】**

現 約 款	新 約 款																																																
<p style="text-align: center;">ENEOSでんき（myまとめてプラン）選択約款 [東京電力エリア]</p> <p>第1条（適用） (1) (略) (2) 本約款は、2023年4月1日より実施いたします。</p> <p>第3条（myまとめてプラン（東京）） (1)～(5) (略) (6) 電気料金 電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>① 基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおり（消費税等相当額を含む。）といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">契約電流又は契約容量</th> <th style="text-align: center;">基本料金（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30アンペア</td> <td style="text-align: center;">885円87銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,181円16銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,476円45銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,771円74銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: center;">295円29銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次のプラン毎の電力量料金単価（消費税等相当額を含みます。）を乗じて算定いたします。</p> <p>【myまとめて300】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">電力量料金単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">最初の300キロワット時まで(定額料金)</td> <td style="text-align: center;">6,517円00銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300キロワット時を超える 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">29円75銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>【myまとめて400】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">電力量料金単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">最初の400キロワット時まで(定額料金)</td> <td style="text-align: center;">9,074円34銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">400キロワット時を超える 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">29円45銭</td> </tr> </tbody> </table>	契約電流又は契約容量	基本料金（税込）	30アンペア	885円87銭	40アンペア	1,181円16銭	50アンペア	1,476円45銭	60アンペア	1,771円74銭	1キロボルトアンペアにつき	295円29銭	区分	電力量料金単価（税込）	最初の300キロワット時まで(定額料金)	6,517円00銭	300キロワット時を超える 1キロワット時につき	29円75銭	区分	電力量料金単価（税込）	最初の400キロワット時まで(定額料金)	9,074円34銭	400キロワット時を超える 1キロワット時につき	29円45銭	<p style="text-align: center;">ENEOSでんき（myまとめてプラン）選択約款 [東京電力エリア]</p> <p>第1条（適用） (1) (略) (2) 本約款は、2023年10月1日より実施いたします。</p> <p>第3条（myまとめてプラン（東京）） (1)～(5) (略) (6) 電気料金 電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>①基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおり（消費税等相当額を含む。）といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">契約電流又は契約容量</th> <th style="text-align: center;">基本料金（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30アンペア</td> <td style="text-align: center;">885円72銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,180円96銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,476円20銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,771円44銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: center;">295円24銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>②電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次のプラン毎の電力量料金単価（消費税等相当額を含みます。）を乗じて算定いたします。</p> <p>【myまとめて300】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">電力量料金単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">最初の300キロワット時まで(定額料金)</td> <td style="text-align: center;">9,849円00銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300キロワット時を超える 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">37円69銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>【myまとめて400】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">電力量料金単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">最初の400キロワット時まで(定額料金)</td> <td style="text-align: center;">13,232円54銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">400キロワット時を超える 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">40円68銭</td> </tr> </tbody> </table>	契約電流又は契約容量	基本料金（税込）	30アンペア	885円72銭	40アンペア	1,180円96銭	50アンペア	1,476円20銭	60アンペア	1,771円44銭	1キロボルトアンペアにつき	295円24銭	区分	電力量料金単価（税込）	最初の300キロワット時まで(定額料金)	9,849円00銭	300キロワット時を超える 1キロワット時につき	37円69銭	区分	電力量料金単価（税込）	最初の400キロワット時まで(定額料金)	13,232円54銭	400キロワット時を超える 1キロワット時につき	40円68銭
契約電流又は契約容量	基本料金（税込）																																																
30アンペア	885円87銭																																																
40アンペア	1,181円16銭																																																
50アンペア	1,476円45銭																																																
60アンペア	1,771円74銭																																																
1キロボルトアンペアにつき	295円29銭																																																
区分	電力量料金単価（税込）																																																
最初の300キロワット時まで(定額料金)	6,517円00銭																																																
300キロワット時を超える 1キロワット時につき	29円75銭																																																
区分	電力量料金単価（税込）																																																
最初の400キロワット時まで(定額料金)	9,074円34銭																																																
400キロワット時を超える 1キロワット時につき	29円45銭																																																
契約電流又は契約容量	基本料金（税込）																																																
30アンペア	885円72銭																																																
40アンペア	1,180円96銭																																																
50アンペア	1,476円20銭																																																
60アンペア	1,771円44銭																																																
1キロボルトアンペアにつき	295円24銭																																																
区分	電力量料金単価（税込）																																																
最初の300キロワット時まで(定額料金)	9,849円00銭																																																
300キロワット時を超える 1キロワット時につき	37円69銭																																																
区分	電力量料金単価（税込）																																																
最初の400キロワット時まで(定額料金)	13,232円54銭																																																
400キロワット時を超える 1キロワット時につき	40円68銭																																																

現 約 款		新 約 款	
【myまとめて500】		【myまとめて500】	
区分	電力量料金単価 (税込)	区分	電力量料金単価 (税込)
最初の500キロワット時まで(定額料金)	<u>11,631円66銭</u>	最初の500キロワット時まで(定額料金)	<u>16,868円86銭</u>
500キロワット時を超える 1キロワット時につき	<u>29円14銭</u>	500キロワット時を超える 1キロワット時につき	<u>40円68銭</u>
<u>附 則</u>		<u>附 則</u>	
<p><u>第1条 (2023年4月30日までの特別措置)</u> <u>2023年4月30日までの間、本約款において「myまとめてプラン (東京)」とあるのは、「myまとめてプランー従量電灯B (東京) 及びmyまとめてプランー従量電灯C (東京)」と読み替えるものとします。</u></p>		<p>第1条 削除</p>	

以 上